

《令和元年度版》



子育てサークルの活動支援をおこないます。



◎子育てサークルが活動する場所の借用料や講師謝礼の補助を行います。

(条件)

- (1) 未就園児（保育所、幼稚園に入所、入園していない乳幼児）とその保護者10組以上で構成され市内において継続的に活動するサークルであること。
- (2) サークルの構成員のうち、3分の2以上が市内在住であること。
- (3) サークル活動の主な内容は、子育て支援事業、子育てに関する交流および相談等を実施すること。
- (4) サークルの構成員の3分の1以上が参加する活動を、年間10回以上実施すること。

(補助対象経費)

- (1) 子育てに関する学習会等の講師、指導助言者等への謝礼（ただし、外部講師に限る）
- (2) 会場の使用料
- (3) 活動にかかる消耗品費（飲食費を除く）
- (4) 保険料（参加者にかかる保険料）
- (5) 備品購入費

(補助金額)

補助金の額は、サークルの活動回数に応じて下記金額となります。

活動回数	上限額
10回以上19回以下	25,000円
20回以上	50,000円

ただし、対象経費を上回って補助することはできません。



(申請の期日)

申請は、5月31日（金）までに申請してください。
申請できるのは、毎年度1回限りです。

(申請に必要な書類)

- (1) 交付申請書（別記様式第1号（第3条第1項関係））
- (2) 事業計画書（草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱別記様式第1号）
- (3) 収支予算書（草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱別記様式第2号）

(補助金が交付された場合)

下記の書類を翌年度の4月10日（金）までに、提出してください。

- (1) 実績報告書（別記様式第3号（第13条関係））
- (2) 事業報告書（草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱別記様式第3号）
- (3) 収支決算書（草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱別記様式第4号）

(その他について)

この補助金制度は、「草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱」に基づき交付されます。